

# 世田谷区無電柱化推進計画



区役所西通り

令和元年6月

世田谷区

## はじめに

世田谷区内には、多くの電力・通信需要に対応するため 53,989 本の電柱（平成 30 年末現在）が林立するとともに、それらを結ぶ電線類が輻輳し、住宅都市としての美しい景観を損ねています。また、歩道に立ち並ぶ電柱は、歩行者、ベビーカーや車いす利用者の通行の妨げとなっており、さらに災害時には、電柱の倒壊による道路の閉塞や電線の切断により、避難行動、救急活動、物資の輸送等に支障をきたすとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられます。

そうしたことから、世田谷区は、「世田谷区無電柱化推進計画」を策定し、無電柱化を一層推進していくことで、区民が安全で、安心した生活ができる道路環境の整備と、電柱・電線のない美しい街並みをとりにどすことによって、世田谷区の魅力向上を図ります。



成城通り

# 目 次

1. 推進計画の趣旨 .....	1
1.1 推進計画策定の背景 .....	1
1.2 計画の目的と位置付け .....	2
(1)目的 .....	2
(2)位置付け .....	2
1.3 計画の期間 .....	3
2. 無電柱化の現状と課題 .....	4
2.1 無電柱化の目的 .....	4
(1)都市防災機能の強化 .....	4
(2)安全で快適な歩行空間の確保 .....	4
(3)良好な都市景観の創出 .....	4
2.2 無電柱化の現状 .....	6
(1)これまでの電線類地中化整備計画 .....	6
(2)これまでの実績 .....	6
(3)区道の電柱総数 .....	10
2.3 無電柱化の課題 .....	12
(1)地上機器の設置場所と電線埋設位置の確保 .....	12
(2)地元との合意形成 .....	12
(3)無電柱化にかかる多額の費用の低減 .....	13
3. 無電柱化を推進するための方針 .....	14
3.1 計画路線の基本的な考え方 .....	14
(1)都市計画道路・主要生活道路等 .....	14
(2)無電柱化の3つの目的に資する既存道路 .....	14
(3)面的整備事業等により整備する道路 .....	15
3.2 区道の無電柱化方式 .....	16
4. 無電柱化を推進する計画路線 .....	18
4.1 計画路線の選定 .....	18
4.2 計画路線一覧と計画路線図 .....	18

5. 無電柱化を推進する施策 .....	21
5.1 都市計画道路・主要生活道路等 .....	21
5.2 無電柱化の3つの目的に資する既存道路 .....	21
5.3 面的整備事業等により整備する道路 .....	21
(1)都市開発諸制度等により促進する無電柱化 .....	22
(2)市街地整備等の機会を捉えた無電柱化 .....	22
6. 無電柱化を推進するために必要な事項 .....	23
6.1 国や東京都の支援制度の活用 .....	23
6.2 新技術の導入 .....	24
6.3 既存ストックの活用 .....	25
6.4 区民の理解と関心の向上 .....	25
(1)無電柱化事業のPR .....	25
(2)住民への説明 .....	25
6.5 無電柱化整備における事業委託の検討 .....	26

# 1. 推進計画の趣旨

## 1.1 推進計画策定の背景

世田谷区（以下、「区」という。）は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」（平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号）に基づき、平成 8 年（1996 年）に初めて「電線類地中化整備計画」を策定してからこれまでの間、関係法令および国や東京都（以下、「都」という。）の方針や推進計画を踏まえて、整備計画を 4 回更新して、計画的に無電柱化整備を進めてきました。

平成 28 年（2016 年）には、「無電柱化の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月 16 日法律第 112 号）が施行され、地方公共団体の責務が示されるとともに、無電柱化推進計画の策定が努力義務とされました。

また、都では平成 29 年（2017 年）に、「東京都無電柱化推進条例」が施行され、区市町村との連携及び道路法第 37 条第 1 項の規定による、都道における電柱の新設禁止が示されています。平成 30 年（2018 年）年 3 月には、条例に基づく「東京都無電柱化計画」が策定され、今後 10 年間ににおける無電柱化事業の基本方針や目標が示されました。この中で、遅れている区市町村道の無電柱化については、財政支援・技術支援を充実することによって促進する必要があるとしています。

さらに、国では、平成 30 年（2018 年）年 4 月に初の法定計画となる「無電柱化推進計画」が策定され、国としての無電柱化施策の基本方針や目標が示されました。

こうしたことから、区においても無電柱化施策の基本方針や目標を示す「世田谷区無電柱化推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、更なる無電柱化を推進していきます。

## 1.2 計画の目的と位置付け

### (1) 目的

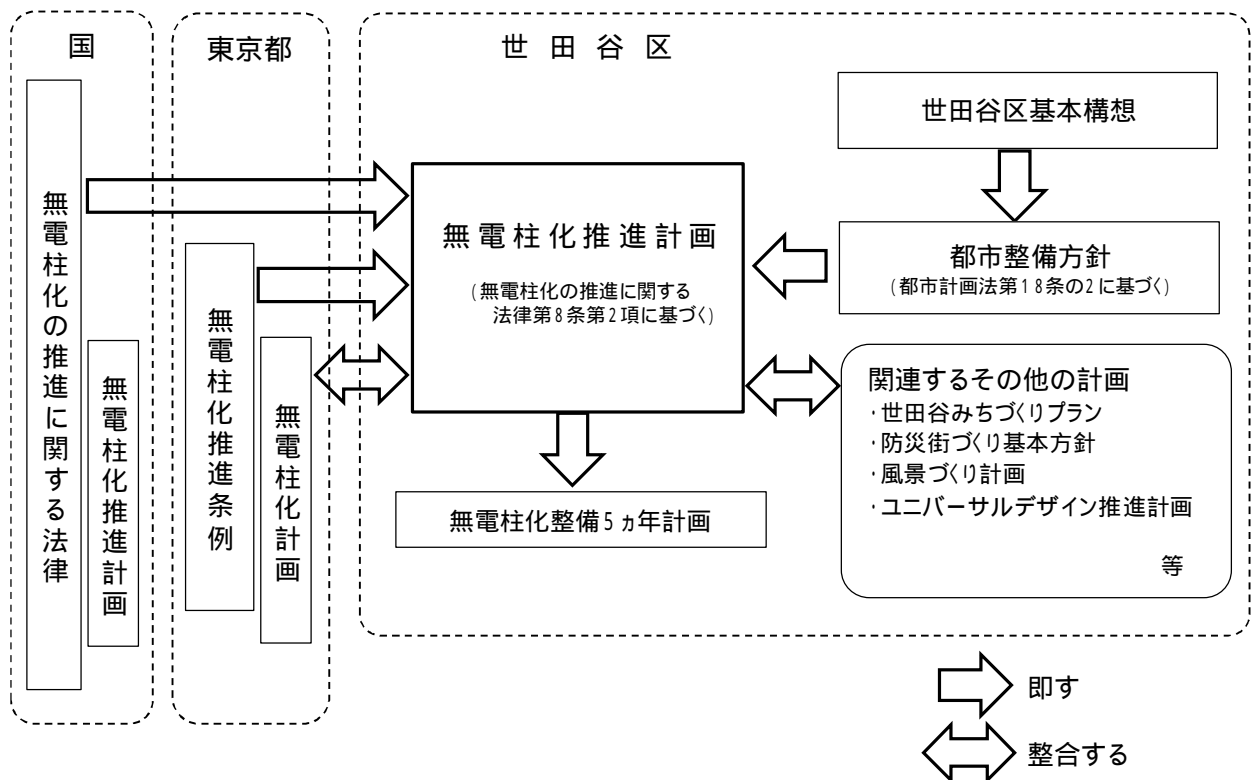
本計画は、更なる無電柱化の推進に向け、優先的に無電柱化を図る路線の選定方針を定めるとともに、今後 10 年間に無電柱化の事業着手を目指す路線を選定し、限られた予算の中、区民及び関係事業者の理解と協力を得ながら、計画的かつ効率的に事業を進めていくために策定するものです。

### (2) 位置付け

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律」(平成 28 年 12 月 16 日号法律第 112 号)第 8 条第 2 項に基づく、区における無電柱化の推進に関する施策についての計画であり、世田谷区基本構想を具体化するための世田谷区都市整備方針等に即し、関連するその他の計画に整合します。

また、本計画に基づき、無電柱化に取り組む路線の個別実施計画を示す「世田谷区無電柱化整備 5 ヶ年計画」の上位計画となります。

図 1.1 本計画の位置づけ

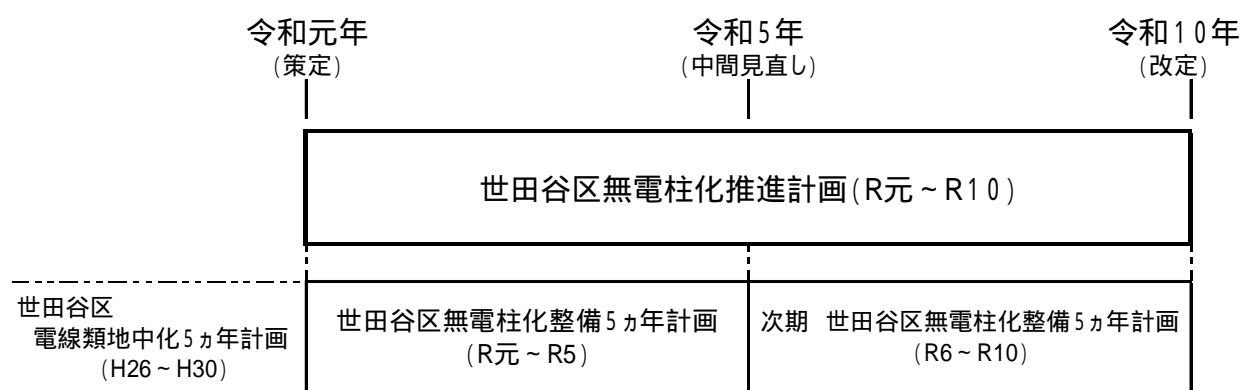


### 1.3 計画の期間

本計画は、「東京都無電柱化計画」と整合し、計画期間を令和元年度(2019年度)から令和10年度(2028年度)までの10年間とします。当期間の前期5年間の整備計画である「世田谷区無電柱化整備5ヵ年計画」が終了する段階で、適宜中間見直しを行いません。

また、無電柱化に関する国や都の動向、社会情勢の変化等にあわせて、適宜見直しを行いません。

図 1.2 計画の期間



## 2. 無電柱化の現状と課題

### 2.1 無電柱化の目的

#### (1) 都市防災機能の強化

災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保します。



出典:国土交通省ホームページ  
[http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/mokuteki\\_02.htm](http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/mokuteki_02.htm)



サザエさん通り

#### (2) 安全で快適な歩行空間の確保

歩道内の電柱をなくし、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いす利用者も移動しやすい歩行空間を確保します。



出典:国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/mokuteki\\_02.htm](http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/mokuteki_02.htm)

#### (3) 良好な都市景観の創出

視線をさえぎる電柱や電線をなくし、都市景観の向上を図ります。



出典:国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/mokuteki\\_02.htm](http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/mokuteki_02.htm)



参考【地中線の地震に対する防災性能について】

東日本大震災 阪神・淡路大震災において地中線の信頼性が確認されています。

		供給支障被害状況(被害率)		比率 (地中線/ 架空線)	設備被害状況 (電柱の倒壊等)
		地中線	架空線		
阪神・淡路大震災	通信 1	0.03%	2.4%	1/80	約3,600本 4
	電力 2	4.70%	10.3%	1/2	約4,500本 5
東日本大震災	通信 3	地震動エリア : 0% 液状化エリア : 0.1% 津波エリア : 0.3%	地震動エリア : 0.0% 液状化エリア : 0.9% 津波エリア : 7.9%	1/25	約28,000本 4
	電力	(データなし)	(データなし)		約28,000本 6

(出展)

電力[東日本大震災]:東北電力・東京電力調べ  
電力[阪神・淡路大震災]:地震に強い電気設備のために(資源エネルギー庁編)  
通信:NTT調べ

- 1: NTT神戸支店・神戸西支店管内(概ね神戸市内)でサービスの供給に支障が生じた設備延長の割合(地中線はマンホール間距離、架空線は電柱間距離)
- 2: 震度7の地域でサービスの供給に支障が生じた区間・設備数の割合(地中線はマンホール間、架空線は電柱)
- 3: ケーブルの断線が発生した区間の割合(地中線はマンホール間、架空線は電柱間)  
[地震動エリア](岩手県)宮古市(栃木県)宇都宮市、小山市、佐野市、日光市、鹿沼市、真岡市、那須塩原市、足利市、栃木市  
[液状化エリア]:(千葉県)千葉市、浦安市、船橋市、津田沼市、幕張市  
[津波エリア]:(岩手県)野田村、久慈市(宮城県)塩釜市、岩沼市、石巻市、名取市
- 4: 供給支障に至らなかった場合を含む
- 5: 供給支障に至ったもの(上記以外に電柱の傾斜・沈下が約6,000本あり、一部は供給支障につながっているとみられるが、詳細な内訳は不明であるため含めていない)
- 6: 供給支障に至ったもの(上記以外に電柱の傾斜・沈下等が約23,000本あり)

出展：国土交通省ホームページ

[http://www.milt.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi\\_13\\_06.html](http://www.milt.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_13_06.html)

## 2.2 無電柱化の現状

### (1) これまでの電線類地中化整備計画

区は、平成 8 年に電線類地中化整備計画を策定し、その後も概ね 5 年毎に計画を 4 回更新し、無電柱化を進めてきました。

表 2.1 これまでの整備計画

	計画名	期間
1 期	世田谷区電線類地中化整備 4 カ年計画	平成 8 年度～平成 11 年度
2 期	世田谷区電線類地中化整備 6 カ年計画	平成 12 年度～平成 17 年度
3 期	世田谷区電線類地中化整備 5 カ年計画	平成 16 年度～平成 20 年度
4 期	世田谷区電線類地中化整備 5 カ年計画	平成 21 年度～平成 25 年度
5 期	世田谷区電線類地中化整備 5 カ年計画	平成 26 年度～平成 30 年度

### (2) これまでの実績

区内では、平成 8 年度（1996 年度）までは、駅周辺や商店街、公園をはじめとする公共施設周辺において、電線管理者による単独地中化が行われてきました。そして区は、平成 8 年度（1996 年度）に初めて「電線類地中化整備計画」を策定した以後、電線共同溝整備を計画的に進めた結果、区が管理する特別区道（以下「区道」という。）における、無電柱化の累計道路延長は、平成 31 年 3 月の時点において、約 12.4km（地中化施設延長約 16.8km）となっています。区の無電柱化率（全区道延長に対する無電柱化された道路延長）は約 1.1%となっています。他の自治体との無電柱化率の比較を行うと、無電柱化推進計画等が策定されている 23 区内の自治体では、港区が 20.0%を越えていますが、その他の自治体は 1%以下の整備率となっています。なお、東京都内の区市町村道では、約 2.0%となっています。（表 2.2 参照）

図 2.1 区道の電線類地中化実績（年度別）

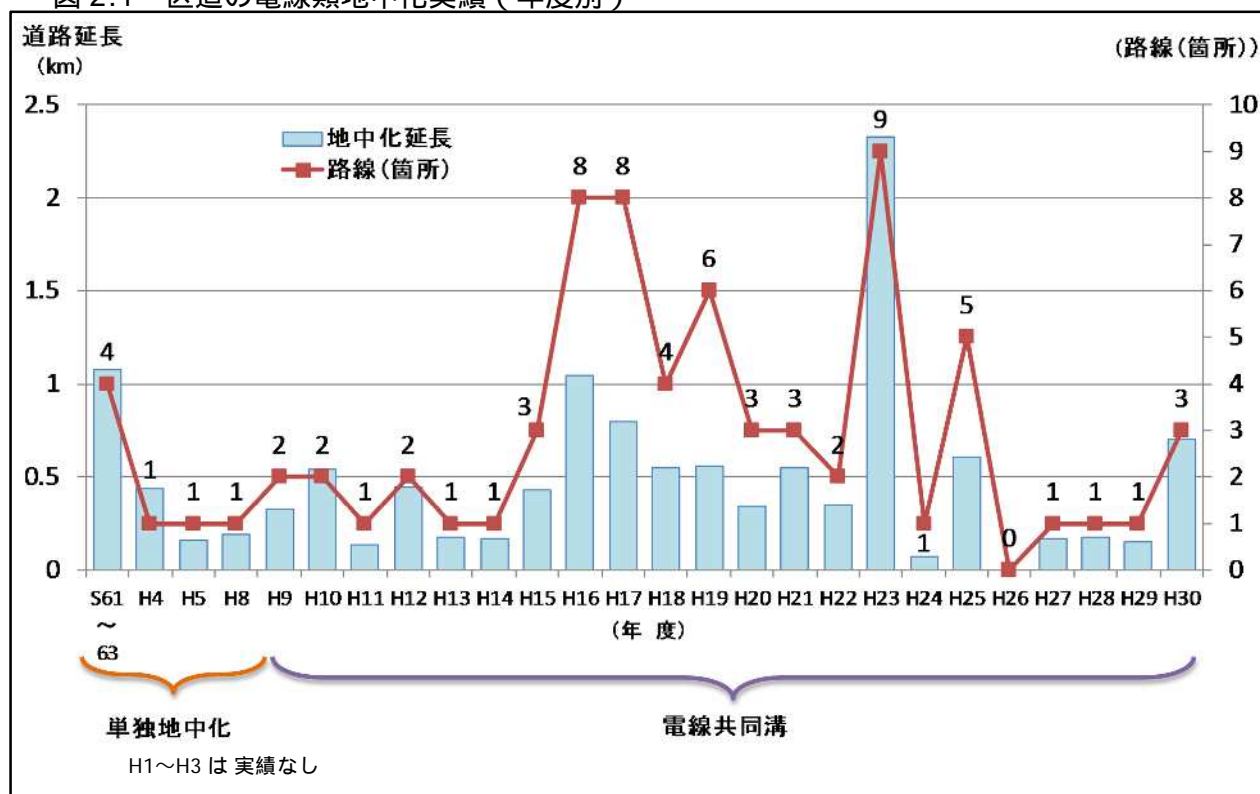


図 2.2 区道の電線類地中化実績（累積）

